ドイツの損害保険業界の教育・資格制度

ー欧州における資格制度も交えてー

主任研究員　古橋　喜三郎

目　　次

１．　はじめに

２．　欧州における資格制度

（1）　欧州資格フレームワーク

（2）　欧州金融認証機構の資格制度

３．　ドイツにおける保険教育・資格制度の全体像

（1）　保険教育に関する全体像

（2）　保険仲介者の資格要件・登録制度

４．　ドイツの教育・資格制度に係る組織の概要等

（1）　ドイツ保険職業教育協会

（2）　ドイツ保険アカデミー

（3）　商工会議所

５．　ドイツの保険教育・資格制度

（1）　資格制度の概要

（2）　教育プログラムの概要

６．　おわりに

要旨

ドイツには、理論だけでなく実務も重点的に学ぶことを可能とする保険教育の体制が整備されており、資格制度は欧州における統一的な資格フレームワークや欧州金融認証機構（eficert）が定める資格制度と関連付けられて構築されている(注)。

ドイツの資格制度は、保険仲介者に対する基礎的な資格のみが法定化されており、これは各地域の商工会議所（IHK）により付与されている。保険仲介者に対する資格を中心にして、法定化はされていないものの、「スペシャリスト」や「認定管理職」、「保険フェロー」等、数多くの損害保険の資格が体系化されており、これらは主としてドイツ保険アカデミー（DVA）が提供している。ドイツの損害保険の資格は、業界はもとより社会的に一定のステイタスがあり、キャリアパスの構築や能力の証明を目的として相当数の保険会社の役職員が資格を取得している。

なお、保険会社社員について、資格フレームワークが欧州だけではなく米国やアジアも共通化されてくると資格制度のない日本は取り残されていく可能性もある。

本稿では、米国やイギリスとは異なる独自の教育・資格制度を構築しているドイツ保険業界の取組について、欧州資格制度との関連性を交えながら紹介する。あわせて、保険会社社員に対する資格制度について、今後検討する場合にも参考になると考えられる。

（注）欧州では、各国間で異なる各業種の資格レベルを比較することにより、域内の人材の移動の自由度を高めること、および中等・高等・職業教育等のレベルを明示して生涯学習を促進する目的で、8 つの段階の資格フレームワークが定められている。これに基づき、保険仲介者については、欧州金融認証機構が必要な教育水準と資格制度（欧州保険仲介者、ファイナンシャル・アドバイザー、ファイナンシャル・プランナーの 3 つの資格制度）を定めている。

１．はじめに

わが国では損害保険を販売する募集人がお客様のニーズに応じたわかりやすい説明が行えるよう、2011 年 10 月から「損害保険募集人一般試験」が導入され、2012 年 7 月からは「損害保険大学課程」が開始されるなど、募集人の資質向上に向けた教育・資格制度の整備が進められている。

また、国内市場の成熟化およびアジア諸国の経済発展等に伴う損害保険各社の海外展開が進む昨今、わが国の損害保険業界で就業する者が国際舞台で活躍する機会は飛躍的に増加しており、各社ではグローバル人材の育成が急がれている。保険という形のない商品を販売し、お客様に購入していただくことをビジネスとする損害保険業界では、人材そのものが宝であり、人材育成は業界全体の重要な課題である。

一方、損保総研 80 周年記念シンポジウム開催に先立って実施した教育に関する全国の社員・代理店、合計約 1 万 3,000 人のアンケートによれば、「社員が学習に費やす時間は極めて少ない。社員の専門知識については、代理店から必ずしも十分と評価されていない。」という結果である。

このように、専門知識の必要性が高まる中にもかかわらず、専門知識が不十分であるという現状においては、損害保険会社社員の学習機会を増加させ、専門知識・応用力を身につけていくことが喫緊の課題である。そのためには、社員にも資格制度を導入して継続的な学習を促していくことが重要ではないだろうか。

これまで総研レポートでは、諸外国における損害保険業に携わる者のスキルアップ、キャリア形成の一助となる資格制度の事例として、米国の「米国認定損害保険士（CPCU）資格」、イギリスの「勅許保険協会（CII）資格制度」を紹介してきた。

本稿では、米国、イギリスとは異なる独自の制度を構築しているドイツ保険業界の教育制度を取り上げることとし、欧州資格制度との関連性を交えながら同国の教育・資格制度の概要について紹介する。

今回取り上げるドイツは、元受損害保険料が約 1,255 億米ﾄﾞﾙ（2012 年）[1]で世界第 3 位の市場である。また、損害保険の販売チャネル別のマーケット・シェアは専属代理店の取扱が 6 割以上であることなど、他の欧米主要国と比べて保険代理店によるシェアが高い[2]。このように、保険代理店による損害保険の販売が約 9 割を占めるわが国と似た特徴を有するドイツの損害保険業界の教育制度を調査・考察することは、わが国の損害保険業界にも意義あるものになると考える。

ドイツの損害保険業界の資格制度は、欧州における統一的な資格基準に沿って体系化されていることから、本稿では、まず欧州の資格制度について紹介し、その後、ドイツにおける保険教育・資格制度の概要等を説明する。

---

[1] Swiss Re, “sigma No 3/2013 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery”(2013.6)

[2] 2011 年のイギリスの主要な販売チャネルは、ブローカー（40%）およびダイレクト（31%）である（ABI, “UK Insurance Key Facts September 2012” (2012.10)）。

なお、本稿における意見等に関する部分は、執筆者個人のものであり、所属する組織には関係しないことを予めお断りしておく。

２．欧州における資格制度

欧州では各業種共通の資格フレームワークが定められており、これに基づき保険仲介者に関する資格制度が決められている。

本項では、欧州における業種共通の資格基準である EQF、およびこれに基づく保険仲介者の 3 種類の標準資格（欧州金融認証機構が定めている）について説明する。

（1）欧州資格フレームワーク

以下では、欧州資格フレームワークに関する沿革、概要、および同フレームワークと各国資格制度との比較参照制度について説明する。

a. 沿革

EU では、2000 年頃から、欧州のさらなる雇用促進、経済発展等を目指して、EU 諸国における職業教育訓練（Vocational Education and Training : VET）に関するプログラムを策定し、学校教育をはじめ、職業訓練、高等教育等の見直しを進めてきた。

2000 年にポルトガルのリスボンで行われた EU 首脳会議で打ち出された「リスボン戦略（Lisbon Strategy）」[3]の中では、知識社会に向けた教育・訓練および積極的な雇用政策等が、主要な議題の 1 つに取り上げられ、欧州での資格の透明性・共有化が注目された。さらに 2002 年にスペインのバルセロナで行われた首脳会議では、職業教育や生涯を通じて質の高い教育等を受けられる社会の構築に焦点が当てられることになり、生涯学習（lifelong learning）を基本原則とした「教育および訓練に関するワークプログラム」[4]が制定された。これらを基にして、欧州の資格に関する共有化フレームワークの創設の機運が高まり、その後 2008 年 4 月に欧州資格フレームワーク（EQF）が創設された[5]。

---

[3]「リスボン戦略（Lisbon Strategy）」とは、2000 年 3 月にポルトガルの首都リスボンで開催された EU 首脳会議において、2010 年をターゲットとした中長期的な経済・社会改革政策である。採択された当初は、知識経済（knowledge-based economy）への移行のための経済政策や完全雇用社会実現等の政策を盛り込んだ広範な戦略であったが、2005 年に戦略の範囲を教育と訓練を中心に据えた絞り込みを行い、2010 年までの新リスボン戦略となった。また、2010 年以降は、2020 年までの新経済・社会戦略「欧州 2020」（Europe 2020）として、経済成長と雇用拡大に重点を置いた戦略に改定された。

[4] “Education and Training 2010” (ET2010). なお、2020 年までの新経済・社会戦略「欧州 2020」（Europe 2020）が策定・採択されたことに伴い、「ET2010」も「ET 2020」としてプログラムが継続している。

[5] European Union, “Official Journal of the European Union-RECOMMENDATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008 on the establishment of the European Qualifications Framework for lifelong learning (2008/C111/01) ” (2008.6.5)

b. 概要

EQF は最も基礎的なレベル（レベル 1）から博士号取得レベル（レベル 8）まで、8 段階の資格参照レベルが設定されている（図表 1 参照）。その主な目的および仕組等については、主に次のことが定められている[6]。

○ フレームワーク（枠組み）は 8 段階にレベル分けされ、それぞれのレベルについて、知識（knowledge）、技能（skill）、能力（competence）の 3 つの学習成果（learning outcomes）で構成される。

○ 各国で異なるさまざまな資格間の「翻訳機」として機能し、当該資格保持者が持つ資格がどのようなレベルにあるのか比較参照できるようにすることで、EU 域内での人々の横断を円滑にさせ労働市場の需要を活性化する。

○ 中等教育、高等教育、職業教育等のあらゆる種類の教育に適用され、インフォーマルな（公式に認可されていない）教育の通用性を向上させることで生涯学習の促進にも寄与する。

図表 1　EQF のレベル別の定義

	知識	技能	能力
レベル 8 （博士課程） ※高等教育 3 期	仕事または学習の分野における最も高度で最先端、かつ学際的な知識	研究やイノベーションのための重要な問題を解決し、既存の知識または専門的実践を再定義し、拡張するために必要とされる（統合と評価を含む）最先端の高度なスキルおよびテクニック	最先端の仕事および学習情況（研究を含む）における新たなアイデアまたはプロセスの開発に対し、十分な権威、イノベーション、自主性、学術や専門的統合性、および持続的な献身を示すこと
レベル 7 （修士課程） ※高等教育 2 期	独創的な思考や研究に基づくある分野の仕事または学習における最先端の知識を含む高度な専門知識	新たな知識や手順の開発、および異なる分野からの知識の統合のための研究やイノベーションに必要とされる専門的な問題解決スキル	複雑かつ予測不能、また新たな戦略的手法を必要とする仕事または研究情況の管理・変革。チームの戦略的運用性能の検証のための専門的知識や実践への貢献に対する責任
レベル 6 （学士課程） ※高等教育 1 期	（理論と原理の決定的な理解を含む）ある分野の仕事または学習における高度な知識	特別な状況の仕事または学習における複雑かつ予測不能な問題の解決に求められる熟達および革新を明示する高度なスキル	予測不能な仕事または学習における意思決定の責任を伴う複雑な技術的または専門活動または研究の管理。個人および集団の専門能力の管理に対する責任
レベル 5	ある分野の仕事または学習における総合的、専門的、事実的、理論的な知識およびその知識の限界の認識	抽象的な問題に対する創造的な解決策の策定を要求される総合的な認知および実践的スキル	予測不能な変更のある仕事または学習の状況における管理・監督の履行。自身および他人の能力の評価および開発
レベル 4	仕事または学習のある分野内の幅広い状況における事	仕事または学習のある分野における特定の問題を解決するために必要な認知および実践	（通常予測できるが）変更されることがある仕事または学習ガイドラインに沿った自己

[6] European Commission, “Explaining the European Qualifications Framework for Lifelong Learning” (2008)

	知識	技能	能力
	実的・理論的知識	的スキル	管理。仕事または学習の評価および改善に対する責任を伴う他者の典型的な仕事の監督
レベル 3	ある分野の仕事または学習における事実、原理、プロセスおよび一般概念の知識	基本的な手法、道具、材料および情報を選択・適用することによって、任務を達成し問題を解決するために必要な認知および実践的スキル	業務または学習の完遂に対する責任、問題の解決のために自己の行動を周囲の状況に適応させることができる
レベル 2	ある分野における業務または学習の基本的事実の知識	任務を遂行するための関連情報を用いて、かつ日常的な問題を単純な規則と道具を用いて解決することができる、基本的認知および実践的スキル	いくらかの自主性を伴う監督下における業務または学習
レベル 1	基本的な一般知識	単純業務遂行のために必要な基本スキル	体系化された状況における直接監督下の業務または学習

（出典：European Union, “Official Journal of the European Union-RECOMMENDATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008 on the establishment of the European Qualifications Framework for lifelong learning (2008/C111/01) ” (2008.6.5)をもとに作成）

c. 欧州資格フレームワークと各国資格との比較参照

EQF の制度の目的は、EQF を基準として各国の資格保有者がどのようなレベルにあるのか比較参照（referencing）できるようにすることにある。このため、EU は、EQF が定める資格基準と各国の資格制度をリンクさせるために、加盟各国に対し、国家における資格フレームワーク（National Qualifications Framework：以下、「NQF」）の策定を任意で求めた。各国が新たに策定する NQF に EQF の枠組みを当てはめることにより、国ごとに異なる資格の比較参照、資格の相互認証が可能となる（図表 2 参照）[7]。

本制度においては、各国は別に定める EQF 参照基準[8]を満たしていることを示す報告書を欧州委員会に提出し承認を得なければならない。NQF は 2012 年までに策定することが求められていたが、欧州職業開発訓練センター（The European Centre for the Development of Vocational Training：CEDEFOP）[9]によると、NQF は EQF に参加している 36 カ国すべての国で策定されているが、2012 年末時点で欧州委員会の承認を得ているのは、このうち 16 カ国[10]に留まっている。

[7] European Commission, “Referencing National Qualifications Levels to the EQF” (2013)
[8] EQF 参照基準には、NQF の資格レベルが EQF の資格レベル指標との間に明確かつ実証可能なリンクがあること、NQF における資格の包含手順または記述に透明性があること等、10 の基準が定められている。
[9] CEDEFOP, “Analysis and overview of NQF developments in European countries-Annual report 2012 ” (2013)
[10] 16 カ国は、イギリス、フランス、ドイツ、オーストリア、ベルギー、オランダ、ポルトガル、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、アイルランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタとなっている。なお、ドイツは 2012 年 12 月に報告書の提出を完了させている。

この主な理由としては、EQF が創設される以前から一定の資格基準が策定されていたフランス、アイルランド、イギリスを除くほぼすべての国がゼロからフレームワークを策定しなければならず、EQF に定められた基準に沿った NQF の策定（特にレベル 6 以上の高等教育の設定）に苦慮していることにあるとされている。なお、EQF 参加国のうち、27 カ国が EQF の定める 8 段階の基準レベルと同様の資格参照レベルの NQF を策定しており[11]、それ以外の国では、5・7・9・10・12 段階のいずれかの NQF が策定されている。

図表 2　欧州資格フレームワーク（EQF）のイメージ

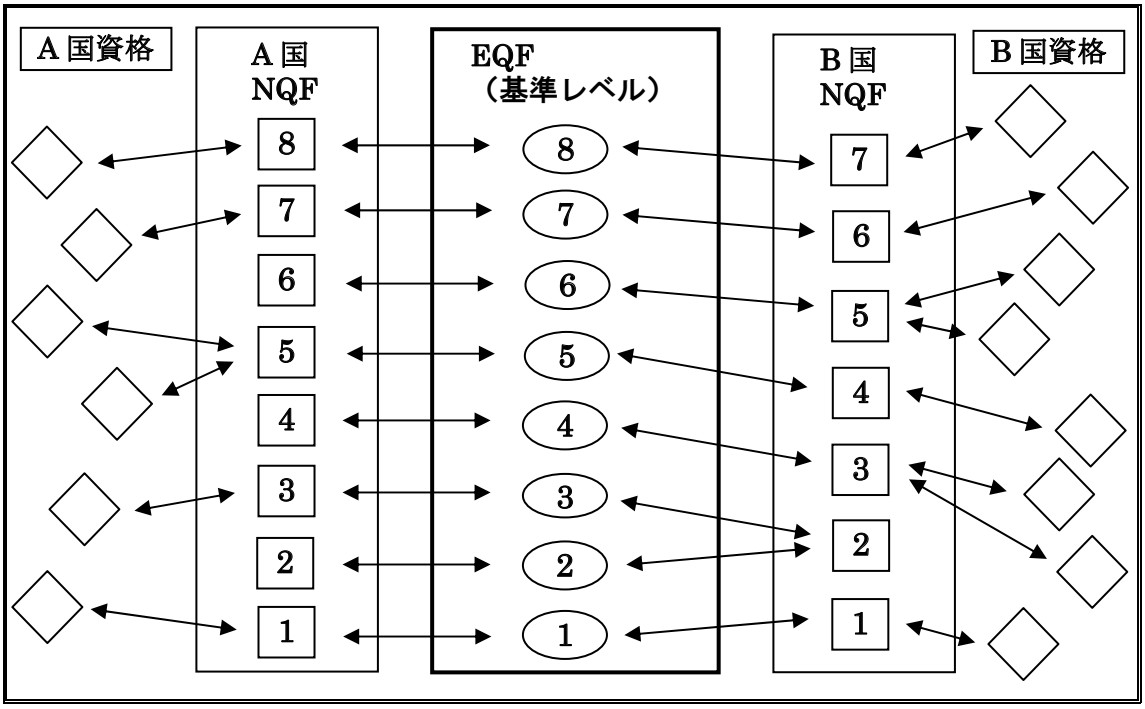

（出典：European Commission, “Referencing National Qualifications Levels to the EQF” (2013)をもとに作成）

（2）欧州金融認証機構の資格制度

欧州金融認証機構（eficert）が付与する資格は、EQF が定める資格参照レベルに基づいている。

以下では、eficert 設立の沿革および概要とあわせて、同組織が標準規格として定める 3 種類の資格である、欧州保険仲介者（European Insurance Intermediary：以下、「EII」）、ファイナンシャル・アドバイザー、ファイナンシャル・プランナーの資格のうち、保険仲介者の基本的な資格である EII について説明する。

[11] European Training Foundation, “INFORM-NATIONAL QUALIFICATIONS FRAMEWORKS ISSUE” (2013.1.13)

a. 沿革

EU では、EU 域内における金融サービス統合市場形成のため、消費者保護に重点を置いたうえ、保険仲介者が適正な専門知識を有し消費者からの信頼性を高めることなどを目的として、保険仲介者指令（Insurance Mediation Directive（2002/92/EC）：以下、「IMD」）[12]を 2002 年に採択した。同指令では、①保険仲介者に対して公的に権限を付与された監督機関への登録義務を課す登録制度[13]、②保険仲介者が専門知識と能力を有した信頼に足る者であること、および③専門職業上の賠償資力を確保することなどの資格要件等を規定しており、加盟各国に対し、これらを国内法で定めることを課している。

しかしながら、IMD では、公的に権限を付与された監督機関への登録義務等は課されているが、能力については保険仲介業務における適切な能力とされているのみで、具体的な能力レベルについては特段規定されていない。このような状況において、欧州保険市場には EU 各国における保険仲介者資格の認証や資格取得のための教育を行っている機関等で構成される組織として、欧州金融認証機構（eficert）が設立された。

b. 概要

欧州金融認証機構（eficert）は、EU 域内における保険仲介者の教育・資格の統一基準を設けることが必要とされたことを受けて、2002 年 11 月に設立された非営利団体である。本部はドイツのミュンヘンに置かれており、会長、副会長各 1 名のほか最大 5 名までの理事による役員会により構成されている。

eficert の会員は、欧州諸国で保険仲介者資格の認証や資格取得の教育を行っている機関であり、ドイツ、フランス、イタリア、スペインなど 18 カ国 19 の機関が会員となっている（図表 3 参照）。

会員となっている各機関は、国内の保険仲介者資格の認証に必要な教育水準を eficert が定める標準規格と同等レベルにすることで、各国間における保険仲介者の資格認証基準の標準化を図ることが協定で決められている。すなわち、各国ごとに名称が同じ資格であっても認証しているレベルが異なる場合などにおいて、eficert が定める一定水準のレベルと国内の資格を参照することによって、各国間の資格の相互認証を可能としている。

また、会員には、保険仲介者等が欧州域内の他国においても保険仲介業務を行えるようにする観点から、各国の法的枠組み、税制、労働環境、労働協約、駐在員の状況

---

[12] 正式名称は、「保険仲介業務に関する 2002 年 12 月 9 日付欧州議会および理事会指令 2002/92/EC」である。本指令は、2002 年 12 月 9 日に採択され、加盟国は 2005 年 1 月 15 日を期限に国内法制化することとされた。なお、欧州委員会は、その後の金融危機を踏まえ金融商品に関する消費者への情報提供の充実、消費者保護の一層の向上等を図る観点から、2012 年 7 月に保険仲介者指令の改正案（IMD2）を公表しており、2015 年に実施される見込みである。

[13] 本指令 8 条 1 項では、未登録で保険仲介業務を行う者に対し相応の罰則を課すこと等が規定されている。

等に関する情報を母国語および英語で提供することが課せられている。さらに eficert では、各国における訓練コース等の情報共有を図ることが会員間での信頼関係醸成のために重要なことであると位置付けている。

eficert が定める欧州保険仲介者（EII）、ファイナンシャル・アドバイザー、ファイナンシャル・プランナーは、EU が欧州社会で共有される資格の統一基準として創設した欧州資格フレームワーク（EQF）に基づきレベル設定がされている。

図表 3　eficert の会員団体（機関）

	国	団体名
1	ドイツ	ドイツ保険職業教育協会（Berufsbildungswerk der Deutschen Versicherungswirtschaft：BWV）
		ドイツ保険アカデミー（Deutsche Versicherungsakademie：DVA）
2	フランス	保険職業訓練研修所（Institut de Formation de la de l'Assurance：IFPASS）
3	イタリア	保険研究開発協会（Istituto per la Ricerca e lo Sviluppo delle Assicurazioni：IRSA）
4	スペイン	保険会社共同研究所（Investigación Cooperativa entre Entidades Aseguradoras：ICEA）
5	スイス	保険産業職業教育協会（Berufsbildungsverband der Versicherungswirtschaft：VBV）
6	オーストリア	オーストリア保険産業教育アカデミー（Bildungsakademie der Österreichischen Versicherungswirtschaft：BÖV）
7	ベルギー	保険会社専門組合（L'Union Professionnelle des Entreprises d'Assurances：UPEA）
8	デンマーク	デンマーク保険アカデミー（Forsikringsakademiet）
9	フィンランド	金融・保険協会 FINVA （Financial and Insurance Institute FINVA）
10	ノルウェー	BI ノルウェービジネススクール（BI Norwegian Business School：BI）
11	スウェーデン	IFL ストックホルムビジネススクール（IFL at Stockholm School of Economics：IFL）
12	ギリシャ	ギリシャ保険教育協会（Greek Institute for Insurance Education：EIAS）
13	ハンガリー	国立ブダペスト保険訓練センター（National Insurance Training Centre Budapest）
14	ルーマニア	保険・年金協会（Institutul de asigurari si pensii：IASIG）
15	キプロス	キプロス保険協会（The Insurance Institute of Cyprus）
16	ラトビア	リガ・ストックホルム商科大学（Rigas Ekonomikas Augstskola Rīgā）
17	マルタ	マルタ国際訓練センター（Malta International Training Centre）
18	トルコ	トルコ保険協会（Turkish Insurance Institute：TII）

（出典：eficert ウェブサイト等をもとに作成）

c. 欧州金融認証機構の定める資格

以下では、eficert が定める 3 つの資格、「欧州保険仲介者（EII）」、「ファイナンシャル・アドバイザー」、「ファイナンシャル・プランナー」のうち、保険仲介者向けの基本的な資格である EII について説明する。

（a）EII の取得に必要な能力等

EII の取得に必要とされる能力は、消費者保護の法規制で求められる顧客のニー

ズ分析に基づき、一般的な個人向けの損害保険、生命保険、年金、法制、税制、保険金請求手続の手段を用いて、顧客に対して助言（advice）を行い、解決策を考案する能力である。このように、各資格には資格保持者に必要とされる能力や試験において問われる能力が定められている（図表 4 参照）。

前記 2.(1)b で取り上げた EQF の資格参照レベルでは、EII およびファイナンシャル・アドバイザーがレベル 3 に設定されており、ファイナンシャル・プランナーはレベル 6（学士レベル）に位置付けられている[14]。EII の取得のために必要な学習時間は特に定められていないが、同レベルに位置付けられるファイナンシャル・アドバイザーは最低 600 時間が必要とされている[15]。

なお、EII の資格を各国で保険仲介業務を行う保険仲介者が取得したい場合、各国の eficert 会員からの申請に基づき、EII の資格保持者として求められる能力・要件を満たしていることが eficert の認定委員会（Accreditation Committee）により確認され、総会（General Assembly）および役員会で承認されれば、EII の資格を取得することが可能である[16]。

図表 4　eficert 資格の認定要件

資格名	必要な能力	資格試験で問われる主な能力
欧州保険仲介者（European Insurance Intermediary（eficert）：EII）	消費者保護法制で求められる顧客のニーズ分析に基づき、一般的な個人向けの損害保険、生命保険、年金、法制、税制、保険金請求手続の手段を用いて、顧客に助言を行い、解決策を考案する能力	・倫理規定に基づく行為 ・技能上、商業上における顧客との信頼関係の構築 ・顧客、販売員、保険会社の間の利益相反が生じた場合のバランスの取り方 ・契約締結にあたる適切な方策の選択 ・販売過程におけるあらゆる行動に払うべき注意
ファイナンシャル・アドバイザー（Financial Adviser（eficert））	ニーズ分析に基づき、個人向けのリスク・プロテクション、年金、貯蓄および投資、所得補償、不動産投資商品の手段を用いて、顧客に助言を行い、解決策を考案する能力	・法令で定められた要件、社会保険、年金商品の手配および顧客の税制上の側面を含めたニーズ分析 ・顧客ニーズに沿った補償および代替策の提案 ・顧客に対して解決策の価値について正当性を示し説明を行い、契約を締結する ・顧客に対する販売した金融商品の法的背景の説明 ・欧州におけるクロスボーダー取引に関する問題の説明

[14]取得難易度は、EII、ファイナンシャル・アドバイザー、ファイナンシャル・プランナーの順に高くなる。EII とファイナンシャル・アドバイザーはともに EQF のレベル 3 に位置付けられているが、EII は主として保険を扱い、ファイナンシャル・アドバイザーは保険以外の金融商品も取り扱う能力が求められるため、EII よりも取得難易度が高い。

[15] ファイナンシャル・プランナーについてはさらに 700 時間を追加した、最低 1,300 時間の学習が必要とされている。

[16] eficert, “Anchoring Insurance Intermediaries according to the standards of EQF and IMD” (2008.4)

資格名	必要な能力	資格試験で問われる主な能力
ファイナンシャル・プランナー（Financial Planner（eficert））	顧客の法的、財政的、社会的状況を十分に考慮したうえで、個人向けのリスク・プロテクション、所得補償、年金、貯蓄、投資、不動産投資、および資産運用商品に関する総合的なプランを策定できる能力	・財政面、リスク面、法制面、社会性、および税制上における、あらゆるライフサイクル分析の実行 ・顧客のニーズおよび利益に合致したファイナンシャル・プランの策定 ・金融サービス提供者の選択に対する顧客への助言 ・顧客に代わり金融サービス提供者との関係の管理 ・機会を見極め、欧州におけるクロスボーダー取引に関する問題への解決策の提案

（出典：eficert ウェブサイトをもとに作成）

（b）EII の資格試験で問われる能力

EII の資格試験で問われる能力は、図表 4 のとおり、①倫理規定に基づく行為、②技能上、商業上における顧客との信頼関係の構築、③顧客、販売員、保険会社の間の利益相反が生じた場合のバランスの取り方、④契約締結にあたる適切な方策の選択、⑤販売過程におけるあらゆる行動に払うべき注意とされている。これらの項目は、わが国の損害保険募集人が保険契約者等の利益を損なうことのないよう、顧客ニーズに応じた適正な保険募集を行うために必要な知識を損保一般試験において求められることとほぼ同じ傾向の内容が求められている。

なお、ファイナンシャル・アドバイザーとファイナンシャル・プランナーの資格では、一般的な保険知識に加えて、個人向けのリスク・プロテクション商品や所得補償商品、不動産投資商品など、取扱う金融商品が広がり、必要とされる能力や試験で問われる能力もより広範なものとなる。

（c）EII を取得するメリット

eficert によると、EII を取得するメリットは、①欧州で同程度の保険サービスおよびコンサルティング業務を行えること、②保険技能の醸成、③標準資格としての確実な保証と認定であるとしており、欧州で保険仲介者として働くすべての人のキャリア形成にプラスとなることにあるとしている。各資格については、必要とされる能力を満たし試験に合格することにより、資格保持者であることを証明する認定証（図表 5 参照）が授与される[17]。

[17] EII 保持者が最も多い国はオーストリアで、2013 年 12 月現在、451 人が eficert に登録されている。

図表 5　EII 資格認定証の見本

eficert
European Financial Certification Organisation

BWV
Berufsbildungswerk der Deutschen Versicherungswirtschaft (BWV) e.V.

CERTIFICATE

Mr. Taro Sonpo

born in

is registered in accordance with the standards of the European Financial Certification Organisation (eficert) as a

ist gemäß den Standards der European Financial Certification Organisation (eficert) registriert als

„European Insurance Intermediary (eficert)"

Cologne, 23 October 2009

Chairman
eficert

Executive Director
BWV

Certificate-No 04 044 01 0000

（出典：eficert ウェブサイト、その他資料をもとに作成）

３．ドイツにおける保険教育・資格制度の全体像

ドイツで教育･資格制度を運営している組織や教育プログラムの詳細について説明する前に、本項ではドイツの保険業界で働く者に対する教育の全体像、および保険仲介者の資格要件・登録制度について説明する。

（1）保険教育に関する全体像

以下では、ドイツの教育研修体制の概要および保険仲介者等に対する教育の規制について説明する。

a. 教育研修体制の概要

ドイツにおける保険教育は、対象を保険仲介者に特化した制度ではなく、保険会社

の社員・保険仲介者の資質を業界ベースで向上させることを目的としており、このため各人のレベルや目的にあわせた資格やその資格取得に向けた幅広い教育研修プログラムが多数用意されているのが特徴である。

ドイツの保険業界で働く者のための教育研修機関としては、主に教育プログラムの企画・立案を行うドイツ保険職業教育協会（Berufsbildungswerk der Deutschen Versicherungswirtschaft e.V.：BWV）、研修・セミナーなどの研修実務を行っているドイツ保険アカデミー（Deutsche Versicherungsakademie GmbH：DVA）がある。

このように、ドイツの保険教育研修体制は、保険教育に関する規制の制定や試験の運営等はドイツ保険職業教育協会（BWV）、教育研修の実務部門はドイツ保険アカデミー（DVA）というように業務の棲み分けがされている。また、法律に基づき保険仲介者に対する能力試験や保険仲介者の登録を行う機関として、商工会議所（Industrie- und Handelskammer：IHK）がある。

このほかの関連機関として、損害保険と生命保険の協会であるドイツ保険協会（Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft e.V.：GDV）、保険会社の経営者のための組織であるドイツ保険経営者協会（Arbeitgeberverband der Versicherungsunternehmen in Deutschland：AGV）があり、保険教育等を含めた業界の舵取りとしての役割を果たしている。なお、社員教育という点では、各損害保険会社においても適宜行われている。

b. 保険仲介者等に対する教育の規制

ドイツでは、保険会社の役職員に対する一定水準の教育を求める規制等は存在しない。保険仲介者に対しては、保険代理店等が保険仲介業務の遂行にあたっての基礎レベルの資格の取得が 2007 年より法律で規定されているが、保険会社の役職員と同様に、ドイツ保険職業教育協会（BWV）やドイツ保険アカデミー（DVA）が提供する教育プログラムの受講はあくまで任意である。

ドイツ保険職業教育協会（BWV）のウェブサイトでは、保険仲介業務が法律で規制される以前より、これまで 60 年以上にわたり保険仲介者等に対して保険教育を提供してきた長い歴史と実績があることを対外的にうたっている。ドイツ保険協会（GDV）によると、2011 年は 2 万 1,735 人[18]が教育プログラムを受講したとのことであり、このうち保険販売員の数は 1 万 5,488 人である。一方でドイツには教育義務の規制等はないが、6 千人以上の保険会社の役職員が保険教育機関による教育制度を享受していることも確認できる。

[18] このうち、保険販売員の数は 1 万 5,488 人である。本数値は、ドイツ保険協会（GDV）の会員会社である生命保険・損害保険会社等 474 社、21 万 5,900 人の保険業従事者数に基づく。

（2）保険仲介者の資格要件・登録制度

以下では、保険仲介者の資格要件・登録制度の概要および保険仲介者の許可要件について説明する。

a. 概要

ドイツでは、保険仲介者が保険仲介業務を行うためには、原則、各州の商工会議所（IHK）の許可を受けたうえで、商工会議所の登録簿に登録[19]を行うことが義務付けられている。この登録簿により、一般消費者や保険契約者等が保険仲介者の資格の有無、業務範囲等を確認できる制度となっている。

前記 2.(2)a で説明したとおり、EU では 2002 年に保険仲介者指令（IMD）が採択された。これを受けて、ドイツでは 2006 年 12 月に営業法（Gewerbeordnung）が改正されることになり、2007 年 5 月に保険仲介者令（Verordnung über die Versicherungsvermittlung und –beratung : VersVermV）が施行され、保険仲介者の許可・登録制度が法制化されることになった。

b. 保険仲介者の許可要件

保険仲介者の許可要件については、ドイツ営業法（Gewerbeordnung）の 34d 条に規定されている。

許可要件は、①商工会議所（IHK）の行う能力試験により保険仲介者として必要な知識等を有していることが証明される者、②過去 5 年間に犯罪により有罪が確定していない者、③破産手続により経済状態が不安定でない者、④職業賠償責任保険に加入している者などである（図表 6 参照）。ただし、同法による規定は、保険仲介者指令（IMD）の適用対象の除外規定に従い、生命保険および第三者賠償責任保険を取り扱わないこと、年間の取扱保険料が 500 ﾕｰﾛを超えないこと、保険の契約期間が 5 年を超えないこと（保険期間の延長を含む）など、一定の条件を満たした保険仲介者には適用されないものとされている（9 項）。

能力試験に関しては、保険仲介令において試験の実施体制および出題範囲等について詳細に規定されている。試験の実施体制は、筆記試験（知識試験）と実技試験から構成されており、筆記試験の出題範囲は、顧客への助言および保険商品に関する専門知識・周辺知識を問うものである。内容は保険代理店、保険ブローカーの区別なく同じ内容のものが出題される。また、実技試験は、試験官が保険契約者の役となり、実際の保険仲介業務と同じ状況で行われる。

---

[19] 登録簿への登録項目は、保険仲介者令（IMD）5 条で規定されており、氏名、生年月日、会社住所のほかに、専属代理店として保険事業者が賠償責任を引き受けたうえ、仲介業務を行っていることなども記

図表 6　保険仲介者に対する主な許可要件

	内容	
1 項	保険ブローカーまたは保険代理店として保険契約の締結に従事しようとする者(保険仲介者)は、管轄権を有する商工会議所の許可を必要とする。許可要件は、公衆または契約者保護の観点から、必要であると判断される場合には、一部制限や条件付とすることができるものとし、また同様の目的で、許可要件を追加、修正、補足することができるものとする。許可を求める場合には、それが保険ブローカーに対するものか保険代理店に対するものか明らかにしなければならない。	
2 項	以下の場合については、許可されないものとする。	
	1 号	過去 5 年間に犯罪により有罪が確定している者
	2 号	破産手続中で経済状態が不安定である者
	3 号	職業賠償責任保険に加入していない者
	4 号	商工会議所の行う能力試験により、保険仲介者として必要な知識等を有していることが証明されない者
3 項	本業で提供する商品またはサービスに付随するものとして保険を仲介している場合には、保険事業者または許可を得ている保険仲介者からの直接委任により保険仲介業務を行っていることを条件として許可が免除される。	
4 項	保険仲介者の業務を 1 社または保険商品が競合しない複数の保険事業者の委託で行い、保険事業者が保険仲介者の仲介業務による損害賠償責任を無制限で引き受けている場合は、1 項の規定に基づき許可を必要としないものとする。	
9 項	以下の場合、1 項から 8 項までの規定は適用されないものとする。	
	1 号	本業として保険仲介業務を行わない場合
		生命保険および第三者賠償責任保険を取り扱わない場合
		年間の取扱保険料が 500 ﾕｰﾛを超えない場合
		保険の契約期間が 5 年を超えない場合（保険期間の延長を含む）
10 項	本規定は、再保険の保険仲介者についても適用されるものとする。	

（出典：ドイツ営業法（Gewerbeordnung）34d 条をもとに作成）

4．ドイツの教育・資格制度に係る組織の概要等

本項では、ドイツの損害保険教育を行っている機関および関連団体の概要等について説明する。

（1）ドイツ保険職業教育協会

以下では、ドイツの保険教育機関として中核を成すドイツ保険職業教育協会（BWV）について説明する。

a. 目的

ドイツ保険職業教育協会（BWV）の主な活動目的は以下のとおりである。

○　保険教育施策に関する諸問題について、ドイツ保険協会（GDV）およびドイツ保険経営者協会（AGV）を支援する。

○　ドイツ保険協会（GDV）およびドイツ保険経営者協会（AGV）の教育方針に基づく職業教育により、保険業界の企業間の垣根を越えた教育の協調を図り、業

載されている。

界の企業活動に対する理解を得る。

○　保険業界のために、教育内容、サービスの品質を保持する。

○　保険実務者に対する統一基準に基づく高度な専門知識の提供の保証、知識の立証に尽力する。

b. 沿革

ドイツ保険職業教育協会（BWV）は、保険に関するあらゆる職業教育訓練を行う委員会の１つとして、ドイツ保険協会（GDV）により 1948 年に設立された。後にドイツ保険経営者協会（AGV）の一部門となったが、1960 年に独立した組織となった。

1989 年にミュンヘンの区裁判所（Amtsgerichts München）の社団登記簿に登録された団体であり、ミュンヘンに本部としてドイツ国内を活動範囲としている。また、本部組織とは別に、ドイツ国内の各地域で教育研修や講演などを行い職業教育の役割を果たす組織として、34 の地域 BWV（BWV regional）を有している[20]。

c. 組織・活動

ドイツ保険職業教育協会（BWV）は、ドイツ国内で営業する 200 以上の保険会社等[21]（保険を扱っていない持ち株会社や独立したサービス会社も含む）が会員となっている[22]。教育の対象は、保険会社の社員、保険代理店や保険ブローカー等の保険仲介者のほか、一般にも保険教育を提供している。ドイツ保険職業教育協会（BWV）の活動は会費により賄われているが[23]、地域 BWV の活動費はドイツ保険職業教育協会（BWV）本部が負担する。なお、地域 BWV が行う研修等で得る収入は、その地域 BWV の収入となる。

ドイツ保険職業教育協会（BWV）の主要な役割は、ドイツ保険協会（GDV）等の関係機関と連携し保険教育に関する方針を調整、決定することである。主な活動内容は以下のとおりである。

○　会員（保険会社等）の高度な専門教育・継続教育のために、教育研修プログラムを開発する。

○　保険業界および関連分野で働く人々に対する試験の作成・運営を行い、資格取得者の表彰を行う。

---

[20] GDV, “2012 Yearbook The German insurance industry”

[21] ドイツ国内保険会社、外国保険会社の 98.6%が会員となっている。

[22] 組織の意思最高決定機関は、会員の代表者で構成される総会であり、本会で役員会のメンバーや予算案の承認等が行われる。また、ドイツ保険職業教育協会（BWV）の業務に関するガイドラインの作成や会計報告、会費の決定等を行う理事会があり、理事会は必要に応じ任務遂行のため個別の委員会を設けることができる。

[23] ドイツ保険協会（GDV）とドイツ保険経営者協会（AGV）の会員は、協定によりドイツ保険職業教育協会（BWV）の会員にもなることから、それら機関に属する会社についてはドイツ保険協会（GDV）およびドイツ保険経営者協会（AGV）から会費が一部振り分けられる仕組となっている。

○　保険の教育研修に関し、可能な限り均一な品質の内容を提供できるよう学習教材を開発する。
○　保険業界に関連するすべての組織および個人に対し、保険の教育研修に関する情報の提供およびアドバイスをする。
○　連邦レベルでの職業教育の品質を保証する[24]。

ドイツ保険職業教育協会（BWV）では、教育研修・制度の枠組等を策定することを業務としているため、保険教育に係る研修や講演などは行っていない。実際の保険に関する包括的な教育プログラムの提供等については、ドイツ保険アカデミー（DVA）が行っている。ただし、ドイツ保険職業教育協会（BWV）によると、地域 BWV では、約 3,000 人いる保険会社の社員などがボランティアとして研修の講師を行うことで地域 BWV を支援し、業界全体で保険実務者に対する研修や保険資格保持者に対する継続教育等を行っているとのことである。

また、教育研修機関の使命は、顧客に対する統一的かつ専門的で高度な教育プログラムを提供することにあるとして、ドイツ保険職業教育協会（BWV）および地域 BWV では、受講方法等も含めた包括的な教育プログラムの品質維持・向上に取り組んでいる。この取組を外部にアピールするため、ドイツ保険職業教育協会（BWV）、地域 BWV は、国際的に認知されている国際標準化機構（International Organization for Standardization：ISO）の認証「DIN EN ISO 9001」[25]を取得している。なお、一部の地域 BWV は現時点では承認手続中である。

（2）ドイツ保険アカデミー

以下では、ドイツの保険教育機関として保険教育の研修実務を行うドイツ保険アカデミー（DVA）について説明する。

a. 目的

ドイツ保険アカデミー（DVA）の目的は保険業界に従事する者への専門・継続教育の提供である。

b. 沿革

ドイツ保険アカデミー（DVA）はドイツ保険経営者協会（AGV）によって 1949 年に設立され、当初はドイツ保険職業教育協会（BWV）の一部門として保険業界の教育

[24] ドイツでは、学校教育や職業教育の基本方針は連邦政府により制定されるが、実務上の教育の管理・管轄は各州が行うことになっている。ドイツ保険職業教育協会（BWV）では、教育研修コースのカリキュラムや試験の構成などの教育研修方針を保険会社に代わりドイツ保険協会（GDV）やドイツ保険経営者協会（AGV）とともに連邦政府と連携を図ることで、連邦公認の教育水準の体制を敷いている。
[25] ISO 9001 とは、品質保証を通じて顧客満足と法令遵守を図るため品質マネジメントシステムの継続的

実務を担ってきたが、2001 年に業界の 3 機関（GDV・AGV・BWV）の共同出資により有限会社として分離・独立した。本部はミュンヘンに所在し、ほかにベルリンにも事務所が置かれている。なお、ミュンヘンの事務所はドイツ保険職業教育協会（BWV）と同じ場所に存在し、ベルリンの事務所はドイツ保険協会（GDV）の事務所内にある。これはドイツ保険アカデミー（DVA）の業務上、両機関と連携を図る機会が多いためである。

c. 組織・活動

教育研修・制度の枠組み等を策定することを業務としているドイツ保険職業教育協会（BWV）に対し、ドイツ保険アカデミー（DVA）の役割は、保険に関する包括的な教育プログラムの提供・保険資格の付与である。ドイツ保険アカデミー（DVA）の教育プログラムの提供は、全国に 34 ある地域 BWV と連携して行われる。組織に会員制度はなく、定型的な教育プログラムの提供に加えて、保険会社からの要請に基づく個別会社への研修やセミナー、ワークショップ等を有料で行っている。組織の活動に係る収入は、これらの研修等の収入により賄われている。

ドイツ保険アカデミー（DVA）で行われる研修コースは、保険販売員向けの販売スキル等の研修からリスクマネジメント、保険詐欺対策に関するコースなど、1 日限りのセミナー・ワークショップから、年度単位で行われる学士号取得コースまでさまざまな教育プログラムが用意されている。これらのプログラムは、専門性と応用性に重点が置かれており、保険会社の社員が講師を務めることにより実務的な内容になっている。

また、ドイツ保険アカデミー（DVA）においても、ドイツ保険職業教育協会（BWV）および地域BWVと同様に教育プログラムの品質維持･向上に取り組んでいる。例えば、ドイツ保険アカデミー（DVA）の提供する教育プログラムは、受講者が自宅や外出先で学習できるよう E-ラーニングが取り入れられているが、E-ラーニングのサポート制度として、受講者が学習の不明点についてインターネット経由で実務担当者に質問等ができる、E-チューター（E-Tutor）という制度が用意されている。

（3）商工会議所

以下では、ドイツにおいて保険仲介者に対する能力試験や保険仲介者の登録を行う機関である商工会議所（IHK）について説明する。

a. 目的

商工会議所（IHK）は企業経営者のための企業サービス組織であり、その主たる目的は、地域レベルにおける商工業経済の全体的利益および振興を図ることや職業訓練

な改善を実現していく仕組で、国際標準化機構が設定している国際規格の一つである。

を規律することである。

ドイツにおいては、職業教育は商工会議所法により定められている事業内容の 1 つであり、商工会議所（IHK）では手工業に属する分野以外のあらゆる種類の職業教育、研修、試験を行っている。

b. 沿革

ドイツでは、1803 年にマインツで最初の商工会議所[26]が設立されたことを受け、国内で各地に商工会議所（IHK）が設立され始めた。

商工会議所（IHK）は、1956 年に制定された商工会議所の暫定的規制のための法律（Gesetz zur vorläufigen Regelung des Rechts der Industrie- und Handelskammern : IHKG、以下「商工会議所法」）に基づき、公法上の自治団体となった。その後、2007 年 5 月に制定された保険仲介者法（Versicherungsvermittlergesetz : VersVermG）により、保険を募集するすべての者に対して商工会議所（IHK）での能力試験と登録が義務付けられた。この法律は、EU の保険仲介業務指令（IMD）（2002/92/EC）をドイツで国内法化したものである（詳細は、前記 3.(2)を参照願う）。

c. 組織・活動

保険業界に関する活動としては、保険仲介者の能力試験と登録業務を担っている。

商工会議所（IHK）は、企業や個人事業者に対する助言と支援を行うほか、訓練機関と研修生に対して職業教育全般に関してサポートし、政治家や役所、公的機関に地元経済界の声を伝えることなども行っている。

ドイツでは、すべての企業は商工会議所（IHK）の会員になることを義務[27]付けられており、保険業界に限らず、あらゆる業種の企業がドイツ国内の 80 の地域にある商工会議所（IHK）に属することになる。各商工会議所（IHK）は上部団体であるドイツ商工会議所（DIHK）[28]のもと、地域ごとに独立した機関であり、それぞれの商工会議所（IHK）で会員となる企業数や活動内容は異なっている。なお、商工会議所（IHK）が発行する証明書類は、公的かつ権威あるものとしてドイツでは広く一般に認められている。

5. ドイツの保険教育・資格制度

これまで、欧州における保険教育・資格制度、ならびにドイツにおける保険教育・資格制度の全体像および仲介者資格等の認証基準や資格概要、ドイツにおいて教育・資格

---

[26] 世界で最初の商工会議所は、1599 年にフランスのマルセイユに設立されたものとされている。
[27] ただし、商業登録を行っていない手工業、農業、自由業は除かれる。
[28] 商工会議所（IHK）は、ドイツ国内では地域ごとに 80 カ所、海外でも 80 カ国 120 カ所にある。海外の商工会議所（IHK）は、ドイツ商工会議所（DIHK）や各地域の商工会議所（IHK）が駐在事務所を置いているものであり、わが国には東京に在日ドイツ商工会議所（DIHK）がある。またドイツ国内には、

制度を運営している組織等を紹介してきた。本項では、ドイツの損害保険業界における資格制度および教育プログラムの内容について説明する。

（1）資格制度の概要

以下では、ドイツの保険業界の資格制度について説明する。ドイツでは、eficert が定める 3 種類の資格（欧州保険仲介者（EII）、ファイナンシャル・アドバイザー、ファイナンシャル・プランナー）に該当する各種資格を体系的に有する。

a. ドイツ保険業界の資格制度

ドイツの保険業界の資格制度は、その資格取得のために必要な教育プログラムを受講・修了し、最終試験に合格した受講生に対しそれぞれのレベルに応じた資格（称号）を付与する仕組である。資格は保険種目別に細かく設定されており、受講者のレベルや到達点にあわせた資格取得が可能である。

主な保険資格は、商工会議所（IHK）が付与する資格とドイツ保険アカデミー（DVA）が付与するもの、およびその他の資格に分かれている。また、限られた教育機関が連携して資格制度を運営していることから、付与する資格のステイタスの一般認知が図られていることも特徴である[29]。さらに EQF とも連携されていることから、受講者が国内だけでなく海外の資格制度とレベルを比較参照することができるよう体系的な仕組が取られている（図表 7 参照）。

図表 7　ドイツの保険業界の資格体系図

<table>
<tr><th>EQF</th><th>欧州保険資格制度</th><th colspan="4">ドイツ保険資格制度</th></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td colspan="4">修士課程（Master）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">◇相互認証（CII・スイス）
◇ファイナンシャル・プランナー（eficert）</td><td></td><td></td><td>保険管理学士</td><td>その他の学士課程</td></tr>
<tr><td>スペシャリスト（DVA）</td><td>認定管理職（DVA）</td><td colspan="2">保険フェロー（DVA）</td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td>認定スペシャリスト（保険・金融）</td><td>その他の認定スペシャリスト</td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td colspan="3" rowspan="3">保険および金融サービスブローカー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>ファイナンシャル・アドバイザー（eficert）</td><td>エキスパート（DVA）</td></tr>
<tr><td>欧州保険仲介者：EII（eficert）</td><td>保険専門家（IHK）</td></tr>
</table>

（出典：ドイツ保険職業教育協会（BWV）提供資料をもとに作成）

デュッセルドルフ日本商工会議所（IHK）があり、会員企業はほとんどが在独日系企業である。

[29] 保険に関するさまざまな資格制度がある米国では、損害保険、生命保険、およびその他金融の専門家に関する主要な資格だけで、27 団体が運営する 50 以上の保険資格がある。

b. 商工会議所が付与する資格

保険仲介者は、2007 年から保険仲介業を行うために、商工会議所（IHK）が行う保険仲介者向けの能力試験に合格し、各州の商工会議所（IHK）に登録することがドイツの営業法により規定されている。

法律により規定されている保険仲介者としての基本資格である、保険専門家（Versicherungsfachmann/-frau）の資格がある。この資格は前記 2.(2)で説明した eficert の資格と比較参照した場合、保険専門家は欧州保険仲介者（EII）と同じレベル 3 に相当する。

c. ドイツ保険アカデミーが付与する資格

ドイツ保険アカデミー（DVA）が付与する資格としては、①保険金詐欺対策や賠償責任保険引受等、各分野の専門家であることを証明する「スペシャリスト」資格（レベル 6）[30]、②主に管理職を対象とした「認定管理職」資格（レベル 6）、③その分野における一定レベルの知識や経験を有することを示す「エキスパート」資格（レベル 3）がある（これら DVA が付与する主な資格については、図表 8 参照）。このほかに、イギリスの CII と相互認証を行っており、金融サービス分野全般での高度な能力を有することを証明する「保険フェロー」資格等がある。

規定の教育プログラムを修了し、最終試験に合格すると資格が付与されることになり、資格保持者であることを証明する顔写真付の ID カードが発行される。

図表 8　ドイツ保険アカデミー（DVA）が付与する主な資格

資格種類	資格名
スペシャリスト（Spezialist） （EQF レベル 6）	○企業年金スペシャリスト（Spezialist/-in Betriebliche Altersversorgung (DVA)） ○健康保険および介護保険スペシャリスト（Spezialist/-in Kranken- und Pflegeversicherung (DVA)） ○保険金詐欺対策スペシャリスト（Speziaist/-in Betrugsbekämpfung (DVA)） ○個人保険スペシャリスト（Spezialist/-in Personenversicherung (DVA) ○海上保険スペシャリスト（Spezialist/-in Transportversicherung (DVA)） ○損害査定スペシャリスト（Spezialist/-in Schaden (DVA)） ○賠償責任保険引受人（Haftpflicht Underwriter (DVA)）
認定管理職（Geprüfte Management-Funktionen） （EQF レベル 6）	○認定保険リスクマネージャー・ソルベンシーⅡ（Certified Insurance Risk Manager Solvency II (DVA)） ○認定内部監査人・ソルベンシーⅡ（Certified Internal Auditor Solvency II (DVA)） ○認定保険業界 IT セキュリティオフィサー（Geprüfter IT-Sicherheitsbeauftragter der Versicherungswirtschaft）

[30] ドイツ保険アカデミー（DVA）が付与する資格はあくまで保険業界内部の資格であるが、ドイツではスペシャリストの称号を冠する資格は保険業界以外でも存在する。DVA のスペシャリスト資格を取得するためのコースは 2007 年に開始され、2012 年は 537 名が受講している。

資格種類	資格名
	○認定内部管理コンサルタント(Geprüfter Interner Unternehmensberater (DVA)) ○認定マーケティング専門家（Geprüfter Marketing-Professional (DVA)) ○認定プロジェクトマネージャー（Geprüfter Projektleiter (DVA)) ○認定販売代理店セールスマネージャー（Geprüfter Vertriebsmanager im Agenturvertrieb (DVA)) ○認定トレーナー（Geprüfter Trainer (DVA))
エキスパート（Experten）（EQF レベル 3）	○企業年金エキスパート（Experte/-in Betriebliche Altersversorgung (DVA)) ○健康保険および介護保険エキスパート（Experte/-in Kranken- und Pflegeversicherung (DVA) ○私的年金エキスパート（Experte/-in Private Altersvorsorge (DVA)) ○商業銀行における財産保険エキスパート（Experte/-in Sach-/Vermögensversicherung im Gewerbekundengeschäft (DVA))

（出典：ドイツ保険アカデミー（DVA）ウェブサイトをもとに作成）

d. その他の資格

このほかの保険資格として、ドイツ保険アカデミー（DVA）および地域 BWV では、2011 年春からケルン専門大学（Fachhochschule Köln）[31]と連携して全国各地（ベルリン、ドルトムント、フランクフルト、ヴィースバーデン、ケルン、ミュンヘン、シュタットガルド）で保険管理学士（Bachelor of Insurance Management）コースを開始し、現在 300 人以上の保険関係者等が学士号（Bachelor ）[32]を取得し業界で活躍している。また、同大学との新たな試みとして、2013 年の夏には経営学とマーケティングに的を絞ったセミナーを開催するなど、精力的な保険教育の活動を行っている[33]。

e. 資格を取得することのメリット

資格を取得するメリットは、知識やスキルを積み上げ能力を向上させることにつながるキャリアパスの構築､および能力の証明としての資格のステイタスが挙げられる。

図表 7 で示したとおり、ドイツの資格制度は体系的かつレベル別に資格が細分化されているという特徴がある。この特徴が保険会社の役職員や保険仲介者等の現時点で

[31] ドイツの大学には、英語の University にあたり、法学、人文科学、自然科学、医学など、さまざまな学部・学科を擁し、基礎研究や応用研究など純粋な学問に重点が置かれる総合大学（Universität）とは別に、学部・学科が限られ、ある分野において総合大学より実践的で、卒業後に就く職業に直結させるため専門的かつ高度な訓練や実習に重点を置く学術組織として、専門大学（Fachhochschule）が存在する。なお、どちらも「大学」と位置付けられており、設備等も Universität と同様に充実しており、近年では全大学就学者数の約 3 割が専門大学で学んでいる。

[32] 学士号（Bachelor）は、国際的な就職市場で認可されている大学における最初の修了認定学位である。修了後はさらに研究等を続けるため、修士課程（Master）に進むことが可能である。ドイツの大学では、ボローニャ宣言に始まるボローニャ･プロセスに従い､現在ではこれらの修了認定学位が導入されている。ボローニャ宣言は、欧州各国の大学が与える学位がそれぞれ異なり比較が難しいことを踏まえ、欧州の大学間の学位取得のための統一規格を設け、欧州各国の国際競争力を高めること等を目的として、1999 年に欧州 29 カ国の教育相によって採択された。

[33] 前掲脚注 20。

取得することが望ましいと思われる資格の明確化、および段階的なステップアップを促すことになると思われるため、この資格制度が自身の状況に応じたキャリアパスを明確に描くことにつながると考える。

また、ドイツは基本的に専門家社会であり資格の有無が自分自身の能力を証明する手段となっている。ドイツでは、ある一定の職業に従事するためには原則として資格が必要とされており、州政府が管轄する職業教育訓練[34]に基づき、ほぼすべての国民が自ら選択した職業の従事に必要な資格を取得することが求められている。このような背景から、わが国よりも資格を重視する傾向にある。

したがって、社内での昇進・昇格や転職、専門性が求められる部門で働くため等の理由で資格を取得することは、資格取得者にとって有利に働くものと考えられる。

(2) 教育プログラムの概要

前記 5.(1)ではドイツの保険業界の資格制度について説明したが、以下ではそれらの資格を取得するために受講が必要となる教育プログラムについて紹介する。

a. 教育プログラムの提供地域

GDV によると、業界の継続的な発展には、「その業務に最も適任かつ、よく訓練された能力のある従業員（The best-qualified employees）を常に確保すること」が重要であるとされ、ドイツ保険職業教育協会（BWV）を職業教育の拠点として、現在 34 ある地域 BWV とドイツ保険アカデミー（DVA）が連携して全国の都市で保険教育の提供が行われている（図表 9 参照）。

なお、すべての教育拠点で同一の教育プログラムが提供されるわけではなく、受講者の数や教育施設等の関係で大都市（ベルリン、ハンブルク、ミュンヘン、ケルン、フランクフルト、シュトゥットガルトなど）が、地方都市よりも多様なプログラムを提供している。

---

[34] ドイツの教育制度の中でも義務教育を修了した若年者や大学入学資格を取得した若者などを対象とする職業教育訓練は、職業教育の学校で理論学習を行い、企業等で実践訓練を学ぶデュアル・システム（二元的制度）に特徴がある。デュアル・システムは、特定の職業に必要な専門能力を身につけることにより即戦力となる熟練労働者を養成することを目的としており、その公認訓練職種には約 350 の職種がある。訓練期間は職種によって 2 年（販売などの事務系職種）から 3 年半（電気・電子および機械系職種）であり、職業教育訓練修了後の最終試験に合格することで、訓練職種に関する公的な職業資格が付与される仕組である。訓練期間、最終試験の内容等は、職業訓練法（Vocational Training Act = Berufsbildungsgesetz (BBiG)）に規定されている。保険に関する職業資格には、3 年間の訓練期間を要する「保険および金融アドバイザー（insurance and financial advisor）」があり、職業教育訓練に関してもドイツ保険職業教育協会（BWV）が主導的役割を担っている。

図表 9　ドイツにおける保険教育プログラム提供都市

（出典：BWV, “Geschäftsbericht 2012”をもとに作成）

b. 教育プログラム

提供している教育プログラムの種類は非常に幅広く、資格の取得が可能な保険種目等のコースプログラムだけでなく、保険業に従事するにあたり必要とされる基礎学習から周辺知識の習得に至るまで、さまざまなプログラムを行っている（図表 10 参照）。プログラムで使用されるテキスト等の教材は、保険を専門に研究している学者や保険会社に勤務する社員等が作成しており、理論と実務の両立が図られている。

図表 10　ドイツ保険アカデミー（DVA）が提供する主な教育プログラム

類型	プログラム・コース名
学士・フェロー	○保険経営学の学士号 ○保険フェロー ・ イギリス保険法
スペシャリスト	○保険金詐欺対策スペシャリストコース 2014 ○個人保険スペシャリスト ○賠償責任保険引受人

類型	プログラム・コース名
エキスパート	○企業年金エキスパート ○健康保険および介護保険エキスパート
リスクマネジメント	○ソルベンシーII の基本概念 ○ソルベンシーII（定量的基礎） ○ソルベンシーII（確率的基礎） ○ソルベンシーII における専門性 - 内部監査 ○ソルベンシーII における専門性 - リスクマネジメント
監査役会	○監査役会メンバーの専門分野：保険会社での資産管理 ○監査役会メンバーの専門分野：保険会社における会計・監査 ○監査役会メンバーの専門分野：保険会社におけるリスク管理とソルベンシーII
マーケティング	○マーケティング戦略 ○オンラインマーケティング ○保険業界のためのソーシャルメディアマーケティング
会計	○保険会社による国際会計およびレポートの紹介 ○保険業界のための金融の基礎 ○チュートリアル「会計は恐くない」
監査	○保険会社における監査マネージャのためのコーチング ○保険会社における内部監査 ○保険会社における IT 監査
資本・投資	○保険会社における資産管理 ○リスク資本モデルの評価 ○投資と規制の法律
販売スキル	○顧客志向の対応方法 ○顧客志向の電話応対術
保険の専門知識	○初学者のための保険の知識 ○保険事業のための英語 - セミナー1：保険英語 ○保険事業のための英語 - セミナー2：英語でのプレゼンテーション ○保険事業のための英語 - セミナー3：交渉や会議スキル

（出典：ドイツ保険アカデミー（DVA）ウェブサイトをもとに作成）

c. モジュラートレーニングシステム

業界では、短期間の一部のセミナー等を除き、基本的にモジュラートレーニングシステム（modular training system）と呼ばれる仕組で教育を行っている。これは従業員等が実務で必要とされるプログラムを自身でカスタマイズして、個人の能力向上を促進するシステムである[35]。

モジュラートレーニングシステムの特徴は、そのプログラムを修了するにあたって学習する科目に一定のフレキシビリティを持たせていることである。受講者は、一定期間ごとに設定されるクラスにおいて、必要な知識や技術をまとめたモジュール（Module）を座学（理論）やケーススタディ（実務）等で学ぶことになるが、内容のすべての科目が必修科目とされているのではなく、受講者の学習状況に合わせて用意されている選択科目（Wahlpflichtmodule）から受講者が必要な講義を受けられる仕組となっている。

ドイツ保険協会（GDV）によると、この理論と実務を組み合わせた教育プログラム

[35] 前掲脚注 20。

が、これまで保険業界に多くの有能な保険専門家を輩出することに大いに貢献してきたとのことである。一例として、保険金詐欺対策スペシャリストコース（2014）の資格取得までの流れを示すと図表 11 のとおりである。プログラムの修了には、必修科目であるモジュール 1～3 に加えて、選択科目であるモジュール 4.1～4.4 のうちの最低 1 科目の受講が必要となる[36]。

図表 11　保険金詐欺対策スペシャリスト資格取得までの流れ

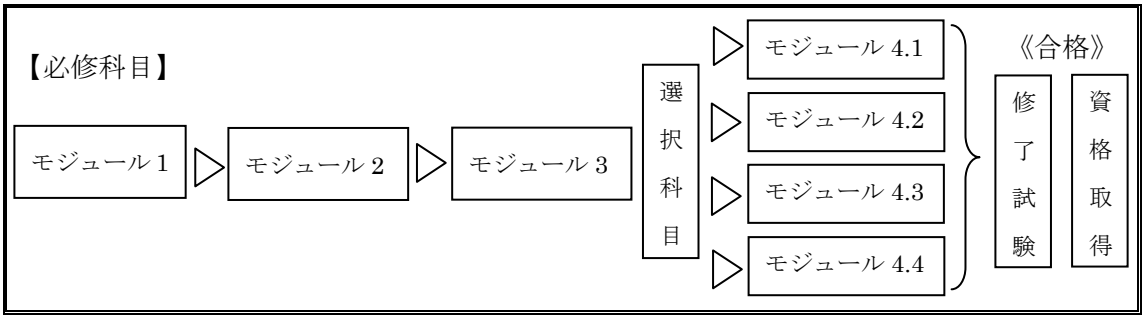

（注）各モジュールの習得内容の詳細は、図表 13 参照。

（出典：DVA, “Spezialist/-in Betrugsbekämpfung(DVA) ”をもとに作成）

d. 保険金詐欺対策スペシャリスト

ここではスペシャリスト資格のうちの一例として、わが国と同様にドイツ保険業界においても大きな問題とされており、また取扱が特に難しいとされている保険金詐欺対策に関する教育プログラムを紹介する。

（a）プログラムの概要

以下、図表 12 が保険金詐欺対策スペシャリストコース（2014）の概要である。前記 5.(2)c で説明したとおり、モジュラートレーニングにより、受講者が必要に応じて追加で選択科目を受講できる仕組になっている。また、受講費用が受講者数によって変動する点も特徴である。

図表 12　保険金詐欺対策スペシャリストコース（2014）のプログラム概要

項目	内容
目的	保険会社において重要な課題となっている保険金詐欺に関する知識や技術の習得
学習内容	○保険金詐欺の検知 ○情報の収集、証拠の確保および立証 ○基本的な面談テクニック
学習方法	講義、ディスカッション、ケーススタディ
講師	経験豊富な講師陣から、高度で実用的、かつ即時性のある深く理論的な知識の提供を保証

[36] DVA, “Spezialist/-in Betrugsbekämpfung(DVA) ”

項目	内容
対象者	業務において保険詐欺の分野に従事するすべての者で、保険詐欺対策に関する知識や技術を得たいもの、またはそれらについてさらに向上させたい人
受講期間	講義から修了テストまで、約1年間のプログラムである。プログラムは150単位（1単位45分）から構成される。
最終試験	筆記試験および口答試験
費用	5,600ユーロ（15人まで） 5,200ユーロ（16人以上17人まで） 4,850ユーロ（18人以上20人まで） ※上記金額は選択科目1科目を含む1人あたりの料金である。料金には登録料および試験手数料が含まれている。選択科目は1科目を追加するごとに950ユーロが加算される。なお、本プログラムは付加価値税（value added tax）の免除対象である。

（出典：DVA, “Spezialist/-in Betrugsbekämpfung(DVA)”その他資料をもとに作成）

（b）プログラムの内容

保険金詐欺対策スペシャリストのコースでは、図表 13 にある内容を習得できるようプログラムが構成されている。各モジュールでは、理論だけでなく、ディスカッションや実際の事例を基にしたケーススタディがふんだんに盛り込まれており、実際の現場で発生する事象やその対応方法を学ぶことができる。

最終モジュール修了後に行われる所定の試験に合格すると、保険金詐欺対策スペシャリストの資格を得ることができる。

図表 13　保険金詐欺対策スペシャリストコースのプログラム内容

項目		内容
必修科目	モジュール1：詐欺の基礎知識	○法的枠組み ○保険金詐欺の検知 ○詐欺の場合における捜査技術 ○ケーススタディ ・ 経過と監視
	モジュール 2：詐欺との戦いの詳細な側面	○詐欺の認識のための他の技術的手段の使用 ○証拠を保持すること ・ イントロダクション ○苦情の申出 ○ケーススタディ ・ 社内の情報の活用
	モジュール 3：訴訟、代位	○主要な詐欺の複合概念 ○代位 ○資産回復
選択科目	モジュール 4.1：賠償責任保険の詐欺	○詐欺の法的根拠 ・ 賠償責任保険における処理 ○ケガの偽装工作 ○賠償責任保険におけるケガ
	モジュール 4.2：財産保険の詐欺	○詐欺の疑いの指標 ○さまざまな種類の損傷の特集 ○火災被害や強盗被害における手掛かり
	モジュール 4.3：人身傷害事件の詐欺	○法的根拠 ・ 人身傷害事件の虐待事件 ○医学的見地からの人身傷害の評価 ○人身傷害の医療ドキュメント
	モジュール 4.4：自動車保険における不正	○意図的に引き起こされた交通事故 ○車両盗難の偽装工作 ○法医学的証拠

（出典：DVA, “Spezialist/-in Betrugsbekämpfung(DVA)”その他資料をもとに作成）

６．おわりに

ここまで欧州資格制度との関連性を交えながら、米国の「米国認定損害保険士（CPCU）資格」やイギリスの「勅許保険協会（CII）資格制度」とは異なる資格制度や保険教育を行っているドイツの損害保険業界の制度について紹介してきた。

ドイツの資格制度は欧州における統一的な資格基準に沿って多数の資格体系が構築されており、理論だけでなく実務も重点的に学ぶことができる点が特徴である。保険仲介者向けの資格を除き業界独自に作られた資格制度ではあるが、資格には一定のステイタスがあり、保険会社の役職員のキャリアパスの構築にも活かされていると考えられる。

わが国では損害保険募集人に対する資格制度の整備は進んでいるが、保険会社の役職員に対する資格制度は存在せず、実質的にその社員の能力を示すものはないのが現状である。わが国では実務を通じて業務知識や技能を身につけることが重要視されてきたことから、欧米諸国の資格制度をそのまま導入すればよいというものではないかもしれない。しかしながら、今後ますますグローバルな舞台で活躍する人材が必要とされる中、その人の損害保険に関する専門分野や能力を対外的に示す資格がより一層必要となってくるのではないだろうか。

本稿の冒頭でも触れたが、損保総研が 80 周年記念シンポジウム開催に先立って実施した教育に関する全国の社員・代理店、約 1 万 3,000 人のアンケートでは、「社員が学習に費やす時間は極めて少なく、社員の専門知識については、代理店から必ずしも十分と評価されていない。」という結果であった。また、同アンケートの結果として、当該社員の担当業務に直結した必須知識や技能についてはある程度時間を取って学習しているが、その先の付加価値創造につながる専門的な学習については、必要性を感じてはいるものの、十分な学習ができていないという実態もみられた。

このように、専門知識の必要性が高まる中にもかかわらず、専門知識が不十分であるという現状においては、損害保険会社社員の学習機会を増やし、専門知識・応用力を身につけていくことが喫緊の課題である。そのために資格制度を導入して社員の継続的な学習を促すことが重要ではないかと考える。

保険教育の推進には、学習にかかるコスト、会社単位に加え職場レベルでの環境作りなど、まだまだ乗り越えるべき課題は多く残されていると思われるが、損害保険会社に勤める者に求められる知識レベルや経験はますます高まっており、損害保険に携わる者のスキルアップは今後も必要性を増していくことであろう。

「資格」制度を作ることが最終目的ではなく、わが国の損害保険業界に従事する者のキャリア形成の一助、業界全体のレベルアップを図ることを目的とした教育・資格制度の構築の可能性について、今後、他国の資格制度等を参考にしつつ、検討していくことが業界の継続的な発展のためにも必要である。

＜参考資料＞

・牛窪賢一「勅許保険協会（CII）資格制度の意義と運営－損害保険会社役職員の資質向上の観点を中心に－」損保総研究レポート第 104 号（損害保険事業総合研究所、2013.7）

・木戸裕「ヨーロッパ高等教育の課題－ボローニャ・プロセスの進展状況を中心として－」リファレンス平成 20 年 8 月号（2008.8）

・職業能力開発総合大学校「諸外国における職業教育訓練を担う教員・指導員の養成に関する研究」創立 50 周年特別研究（2011.3）

・中江俊「米国認定損害保険士（CPCU）資格について」損保総研究レポート第 103 号（損害保険事業総合研究所、2013.4）

・日本労働研究機構「教育訓練制度の国際比較調査、研究」資料シリーズ No.136（2003.9）

・文部科学省「教育指標の国際比較」（2012.3）

・労働政策研究・研修機構「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態－仏・独・英・米 4 カ国比較調査」JIRPT 資料シリーズ No.57（2009.6）

・ABI, “UK Insurance Key Facts September 2012” (2012.10)

・BWV, “Geschäftsbericht 2012”

・CEDEFOP, “Analysis and overview of NQF developments in European countries-Annual report 2012 ” (2013)

・eficert, “Anchoring Insurance Intermediaries according to the standards of EQF and IMD” (2008.4)

・European Commission, “ADDED VALUE OF NATIONAL QUALIFICATIONS FRAMEWORKS IN IMPLEMENTING THE EQF” (2010)

・European Commission, “EUROPE 2020 A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth” (2010)

・European Commission, “Explaining the European Qualifications Framework for Lifelong Learning” (2008)

・European Commission, “Referencing National Qualifications Levels to the EQF” (2013)

・European Training Foundation, “INFORM-NATIONAL QUALIFICATIONS FRAMEWORKS ISSUE” (2013.1.13)

・European Union, “Official Journal of the European Union-RECOMMENDATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008 on the establishment of the European Qualifications Framework for lifelong learning (2008/C111/01)” (2008.6.5)

・Federal Institute for Vocational Education and Training (BIBB), “VET Data Report Germany 2012” (2013)

・GDV, “2012 Yearbook The German insurance industry”

・GDV, “2011 Yearbook The German insurance industry”

・GDV, “statistical Yearbook of German Insurance 2012”

・Swiss Re, “sigma No 3/2013 World insurance in 2012 Progressing on the long and winding road to recovery” (2013.6)

＜参考サイト＞

・欧州委員会ウェブサイト http://ec.europa.eu/

・オーストリア保険産業教育アカデミー（BÖV）ウェブサイト http://www.boev.at/

・キプロス保険協会ウェブサイト http://www.iic.org.cy/

・ギリシャ保険教育協会（EIAS）ウェブサイト http://www.eias.gr/

・金融・保険協会 FINVA ウェブサイト https://www.finva.fi/

・厚生労働省ウェブサイト http://www.mhlw.go.jp/

・国立ブダペスト保険訓練センターウェブサイト http://www.oncol.hu/

・デンマーク保険アカデミーウェブサイト http://www.forsikringsakademiet.dk/

・ドイツ学術交流会ウェブサイト http://tokyo.daad.de/

・ドイツ大使館東京ウェブサイト http://www.japan.diplo.de/

・ドイツ連邦教育・研究省ウェブサイト http://www.bmbf.de/

・ドイツ連邦司法省ウェブサイト http://www.bmj.de/

・ドイツ連邦職業教育訓練研究機構（BiBB）ウェブサイト http://www.bibb.de/

・独協大学（ドイツ留学相談室）ウェブサイト http://www2.dokkyo.ac.jp/~doky0004/

・トルコ保険協会（TII）ウェブサイト http://www.tsev.org.tr/

・日本損害保険協会ウェブサイト http://www.sonpo.or.jp/

・日本品質保証機構（JQA）ウェブサイト http://www.jqa.jp/

・日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト http://www.jetro.go.jp/

・保険会社共同研究所（ICEA）ウェブサイト http://www.icea.es/

・保険会社専門組合（UPEA）ウェブサイト http://www.assuralia.be/

・保険研究開発協会（IRSA）ウェブサイト http://www.irsa.it/

・保険産業職業教育協会（VBV）ウェブサイト http://www.vbv.ch/

・保険職業訓練研修所（IFPASS）ウェブサイト http://www.ifpass.fr/

・保険・年金協会（IASIG）ウェブサイト http://www.iasig.ro/

・マルタ国際訓練センターウェブサイト http://www.mitcentre.com/

・文部科学省ウェブサイト http://www.mext.go.jp/

・リガ・ストックホルム商科大学ウェブサイト http://www.sseriga.edu/

・労働政策研究・研修機構（JILPT）ウェブサイト http://www.jil.go.jp/

・AGV ウェブサイト http://www.agv-vers.de/

・BI ノルウェービジネススクール（BI）ウェブサイト http://www.bi.no/

・BWV ウェブサイト http://www.bwv.de/

・BWV Berlin-Brandenburg ウェブサイト https://berlin.bwv.de/

・BWV München ウェブサイト https://muenchen.bwv.de/

・DIHK ウェブサイト http://www.dihk.de/

・DVA ウェブサイト https://versicherungsakademie.bwv.de/

・eficert ウェブサイト http://www.eficert.org/

・EU ウェブサイト http://europa.eu/

・EUR-Lex ウェブサイト http://eur-lex.europa.eu/

・Fachhochschule Köln ウェブサイト http://www.fh-koeln.de/

・GDV ウェブサイト http://www.gdv.de/

・IFL ストックホルムビジネススクールウェブサイト http://www.ifl.se/

・IHK Berlin ウェブサイト http://www.ihk-berlin.de/

・IHK Köln ウェブサイト http://www.ihk-koeln.de/

・IHK München ウェブサイト http://www.muenchen.ihk.de/